

犬猫殺処分削減に向けた国の取組に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二十五日

参議院議長 山崎正昭 殿

安井美沙子

犬猫殺処分削減に向けた国の取組に関する質問主意書

我が国においては、年間十二・八万頭もの犬・猫が殺処分されている。殺処分率は欧米先進国と比べて格段に高く、先進国として恥ずかしい実態である。これは、動物の愛護及び管理に関する法律で動物の愛護及び管理に関する施策が自治事務と規定され、動物愛護への国の関与が限定的であることも一因である。そこで、犬猫殺処分削減に向けて国の取組を強化すべきとの観点から、以下質問する。

一 動物の愛護及び管理を充実させ、殺処分ゼロを目指すという哲学を持つて国が予算を付けなければ殺処分を減らすことはできない。国に代わって全国のNPOやボランティアの方々が自腹で活動している現状を直視し、動物愛護に関する予算を可能な限り増額すべきと考えるが、政府の見解如何。

二 自治体が行う動物の収容や譲渡のための施設の整備に対する国の補助金の補助率は二分の一で、全国的に財政状況の苦しい現状では自己負担を求められる自治体は申請しづらい。譲渡の機会を増やすための環境を整備し殺処分を減らすために、補助率を上げるべきではないか。また、他の補助金の補助率等とのバランスを勘案して補助率を決めていることであるが、具体的にどういった類の補助金の補助率等とのバランスを勘案し、どういった手続を経て決定しているのか、政府の見解如何。

右質問する。

